

# グループホームに関する 神戸市の施策について

神戸市福祉局（障害者支援課）





# 目次

## Agenda

01 グループホーム利用者家賃助成

02 重度受入加算について

03 グループホーム情報ナビ「<sup>あった</sup>ATTA」



## 対象者

以下の①～⑤の要件を全て満たす利用者が家賃助成の対象者となります。

- ① 障害者総合支援法第19条第1項の支給決定障害者のうち、グループホームの支給決定を受けていること
- ② 現にグループホームに入居していること
- ③ 神戸市で支給決定を受けていること
- ④ 利用者本人（配偶者がいる場合は配偶者を含む）が市民税非課税であること（生活保護世帯を除く）
- ⑤ 利用者が支払う家賃月額が「10,000円超」であること

家賃月額10,000円以下の部分についての助成は、特定障害者特別給付費（補足給付）を支給（例）

家賃月額10,000円超の場合・・・補足給付(上限10,000円/月)+当事業助成（上限15,000円/月）

家賃月額10,000円以下の場合・・・補足給付（上限10,000円/月）のみ

## 助成の対象となる事業者

障害者総合支援法に規定する指定共同生活援助（グループホーム）事業者 ※市内・市外問わない。

## 助成の対象となる家賃

- 利用者が事業者に支払う「**家賃**」のみ（光熱水費,共益費,食材料費,敷金,礼金等は含まない）
- 利用者より家賃とその他の費用をまとめて徴収している場合は、家賃とその他の費用を利用契約書等で、明確に分離していただくことが必要です。

## 助成金額（月額）

上限 15,000円

## 計算方法

（当該利用者が支払う家賃月額 - 10,000円） × 50%（1円未満切捨て）



## 助成の対象期間

- **神戸市が申請書を受け付けた月から、グループホームを退去する月までの期間**の家賃
- ただし、入居前や入居日から30日以内に神戸市に申請書を提出した場合は、入居日からの家賃が助成の対象になります。

(例) 4月15日に入居した場合

神戸市が申請書を受け付けた日によって、助成の開始日が変わります。

- 4月10日に申請書を受け付けた場合（入居前に申請） ▶ 4月15日（入居日）～
- 5月10日に申請書を受け付けた場合（入居後30日以内に申請） ▶ 4月15日（入居日）～
- 5月20日に申請書を受け付けた場合（入居後30日経過後に申請） ▶ 5月1日～

## 手続き方法

	申請手続き		請求手続き※3 家賃支払月の翌月10日必着
	新規申請	変更申請※1	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 申請書兼代理受領委任届出書</li> <li>✓ 受給者証の写し</li> <li>✓ 家賃額が明記された利用契約書などの写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 申請内容変更・廃止届出書</li> <li>✓ 変更内容が分かる利用契約書などの写し※2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 請求書・明細表</li> <li>✓ 利用者が家賃を支払ったことが分かる領収書等の写し</li> </ul>
提出方法	① 郵送 ② <b>e-KOBEによる電子申請（2024年4月1日～）</b>		電子申請では、ほとんど※の書類が <b>郵送不要</b> になります。 ※一部、郵送での提出が必要な書類もあります。 詳しくは、下記HPをご確認ください。
提出先	郵送の場合 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1 神戸市福祉局障害者支援課 請求担当 詳しくは ▶ <a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/ghyachinzoyosei.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/ghyachinzoyosei.html</a>		

※1 家賃額の変更・同事業所内でのGHの変更・退居等  
 ※2 家賃額の変更・GHの変更の場合  
 ※3 原則、事業者による請求（代理請求・代理受領方式）



# 目次

Agenda

- 01 グループホーム利用者家賃助成
- 02 重度障害者受入対象加算
- 03 グループホーム情報ナビ「<sup>あった</sup>ATTA」



## 対象となる事業者

障害者総合支援法に規定する指定共同生活援助（グループホーム）事業者 ※市内・市外問わない

## 加算対象となる利用者

次の①～③を全て満たす利用者

- ① 神戸市で共同生活援助の支給決定を受けている
- ② 現にグループホームに入居している（体験利用を除く）
- ③ 障害支援区分が「5」または「6」に該当している

## 加算額

加算対象となる利用者に共同生活援助を提供した事業所に対し、次の額を支給します。

- **区分5**の者一人につき 1,500円／日
- **区分6**の者一人につき 1,800円／日





## 手続き方法

	申請手続き		請求手続き サービス提供月の翌月10日必着
	新規申請	変更申請	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 加算給付申請書</li> <li>✓ 受給者証の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 加算給付変更申請書</li> <li>✓ 変更箇所のわかる資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 請求書</li> <li>✓ 実施報告書</li> </ul>
提出方法	① 郵送 ② <b>e-KOBEによる電子申請（2024年4月1日～）</b>		電子申請では、全ての書類が <b>郵送不要</b> になります。 詳しくは、下記HPをご確認ください。
提出先	郵送の場合 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1 神戸市福祉局障害者支援課 請求担当 詳しくは ▶ <a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/ghzyudokasan.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/ghzyudokasan.html</a>		

➤ 加算の給付を受けるためには、**毎年度ごとに新規申請が必要です。**



# 目次

## Agenda

- 01 グループホーム利用者家賃助成
- 02 重度障害者受入対象加算
- 03 グループホーム情報ナビ「<sup>あった</sup>ATTA」



## 概要

- 市内のグループホーム（住居）の**空室状況**や**提供できる支援の内容**を登録していただくことで、**神戸市障害者支援センター等での相談支援に活用**しています。
- グループホームの情報を、統一した項目で登録していただくことで、入居希望者からの相談の際に、よりニーズに合った事業所につなげることが可能になります。

## 情報登録フォーム

<https://a4f55249.form.kintoneapp.com/public/000009830dc0ffbdd55e1953674b9b77b0a2e37b52a98952536f855dcf754d09>

- 未登録の場合は、**上記URLから情報登録をお願いします。**
- **空室がない場合でも、ご登録いただくことで相談者の方への情報提供に役立ちます。**
- 登録後にメールでお知らせする「**マイページ**」から、いつでも**登録情報の更新が可能**です。